

各局等 独立行政法人所管課長 殿

政策統括官（政策評価）付
政策評価官

独立行政法人評価における外部有識者の意見聴取の実施方法の取扱いについて

各法人所管部局において、所管法人の実績評価を行うに際し、年度評価・中期目標期間評価、中長期目標期間評価について、国土交通省独立行政法人評価実施要領（平成 27 年 4 月 1 日政策統括官決定、平成 31 年 4 月 15 日最終変更）（以下「実施要領」という。）に定める外部有識者の知見の活用を行う場合にあっては、以下の点に留意するものとする。

記

実施要領における「(※) 外部有識者の意見聴取の実施方法について」のうち「外部有識者の意見聴取の形態は、会議形式又はヒアリング形式を問わない」については、テレビ会議、メール、電話、文書の郵送等（以下、「テレビ会議等」という）による実施でも差し支えない。

なお、テレビ会議等による意見聴取を行う場合にあっては、年度評価等に係る外部有識者の意見聴取が実施要領の定めに基づき的確に実施されるよう、法人所管部局において以下の対応を行うものとする。

・意見聴取に際し、実施要領において外部有識者に対し説明すべきとされている事項（項目別評定や総合評定の妥当性等）について確実に説明を行うとともに、今後の政策評価官室の点検において定量的指標のチェック等が厳正に行われることを外部有識者に伝えること。

・テレビ会議等で行った意見聴取の内容は、その実施毎に文書に記録し、政策評価官室に提出すること。